

ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

OVERSEAS TOPICS

～東北地方太平洋沖地震の発生に伴う諸外国の救済措置について～

2011年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震の影響により、商標の外国出願等について所定の期間内に手続ができなかった方に対し、各国・地域の知財庁が次々と救済措置を発表しています。主な内容は以下のとおりです。

官 庁	適 用 者	措 置
USPTO(アメリカ特許商標庁)	上記地震・津波被災地に連絡先住所／所有者住所を有する当事者	<p>①2011/03/11現在で、アメリカ商標登録出願の審査通知・許可通知またはその他の通知に対して未応答の案件については、申請があれば、USPTOは当該通知を取り下げ、当該通知書を再発行する。但し、かかる申請は当該応答期日以前にUSPTOへ郵送または電子メールで送付する必要がある。</p> <p>②この災害により所定の期間内にUSPTOに応答できなかったために出願・登録の無効／取消が生じた場合、権利回復申請の費用を免除する。(但し法令によるものは除く)</p> <p>必要書類—所定の期間内にUSPTOに応答できなかった理由が地震・津波の影響であったことを証明する書面</p> <p>申請方法—郵送又はオンラインによる「Request for Reinstatement」の提出</p>
OHIM(共同体商標局)	日本に居住地／所在地を有する当事者で、上記地震とその後の自然災害により法定期間内に手続ができなかった当事者	2011年3月11日～2011年3月28日の間に設定されている法定期日は、2011年4月28日迄延長する。(適用規則: 欧州共同体商標委員会実施規則第72条)
台湾知的財産局	上記地震により法定期間内に手続ができなかった当事者	<p>手続遅滞の原因消滅後30日以内に、商標主務官庁に原状回復(商標法第9条)を申請することができる。原則として、台湾知的財産局は、個別に案件の具体的状況を見た上で、寛大に認定する。</p> <p>原状回復の申請と同時に、本来の期間内にすべきであった手続をしなければならない。</p>

詳細及び他国の情報は、日本特許庁のホームページでもご覧頂けます。

→http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/touhokujishin_sochi.htm

[弁理士: 足立ゆかり]

Copyright © 2010 ARCO PATENT OFFICE. All Rights Reserved.

2011年3月発行



特許業務法人 有古特許事務所

兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階
tel 078-321-8822 fax 078-391-5791 <http://www.arco.chuo.kobe.jp>